

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム
共和国との間の条約の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
二	条約の主要内容	一
三	条約の実施のための国内措置	二

一 概説

1 条約の成立経緯

我が国は、欧州評議会が作成した「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に加入したことにより、同条約の締約国との間では一定の条件の下で外国人受刑者の本国への移送を実施することが可能となっているが、イラン側は同条約に加入しておらず、両国間で受刑者の移送を実施するため、二国間の受刑者移送条約の作成及び締結に向け、平成二十五年（二千十三年）六月に交渉を開始した。交渉の結果、条約案文について最終的合意をみるに至ったので、日本側は、平成二十七年（二千十五年）一月九日に東京において岸田外務大臣により、イラン側は、同年一月十日にテヘランにおいてプールモハンマディ法務大臣により、この条約の署名が行われた。

2 条約締結の意義

この条約は、イランにおいて刑に服している邦人受刑者及び我が国において刑に服しているイラン人受刑者を本国に移送するための条件・手続等について定めたものであり、我が国がこの条約を締結することは、これらの受刑者の更生及び社会復帰の促進に寄与することにつながるとともに、刑事分野における二国間協力の発展に貢献するとの観点からも有意義であると認められる。

二 条約の主要内容

この条約は、前文、本文十七箇条及び末文から成り、それらの主要内容は、次のとおりである。

1 「刑」、「刑を言い渡された者」、「判決」、「裁判国」及び「執行国」について定義を定める。（第一条）

2 刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に従い裁判国の領域から執行国の領域に移送されることができるとの一般原則を定める。（第二条）

3 刑を言い渡された者については、判決が確定していること、刑を言い渡された者が移送に同意していること、刑が科せられる理由となった作為又は不作為が双罰性を構成すること等の条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができることを定める。（第三条）

4 移送の要請については、当該移送がいずれかの締約国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害するおそれがある場合に

は、拒否することができることを定める。(第四条)

5 この条約の適用を受けることのできる全ての刑を言い渡された者は、条約の内容につき裁判国から通知を受けるものとする事、刑を言い渡された者が、自らの移送について裁判国に対して関心を表明した場合には、裁判国は、判決が確定した後速やかに、執行国にその旨を通報すること並びに裁判国又は執行国は、刑を言い渡された者に対し、この条約の規定に従ってとった全ての措置及びいずれかの国が移送の要請について行った全ての決定を書面により通知することを定める。(第五条)

6 移送の要請及び回答は、権限のある当局により書面で通報される。我が国については権限のある当局は法務省とし、イラン・イスラム共和国については権限のある当局は法務省とすることを定める。(第六条)

7 移送後の刑の執行の継続は、執行国の法令により規律されること並びに執行国は、裁判国において決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならないが、刑の性質又は期間が自国の法令に適合しない等の場合には、自国の法令に規定する制裁に合わせることを定める。(第十条)

8 各締約国は、自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができることを定める。(第十一条)

9 この条約の適用に当たり要する費用は、専ら裁判国の領域において要する費用を除くほか、執行国が負担すること及び執行国は、刑を言い渡された者に対し、移送の費用の全部又は一部の償還を求めることができることを定める。(第十五条)

三 条約の実施のための国内措置

この条約を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。